

令和2年度立入検査の結果について

立入検査の結果

	立入等時期	事業者名	事業所名	結果(注)	行政処分・行政指導の有無	内容等
1	令和2年10月27日	北日本物産株式会社	千葉営業所	指摘あり	ガス安全室長による口頭注意	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。このため令和2年11月23日付け、ガス安全室長から同社の社長に対して口頭注意を行った。 新型コロナウイルス感染症により、令和2年4月10日付け経済産業省告示第90号により液石法第27条第1項第1号及び第2号の規定による一般消費者等に対して定期的を実施することが義務付けられている定期供給設備点検及び定期消費設備調査の4ヶ月の期限延長を行った期間を超過して点検・調査が実施されていないものがあったので、期限内に適切に実施すること。 【立入検査後、口頭注意を受けた事項を改善した旨の報告があった。】
2	令和2年11月12、13日	東邦液化ガス株式会社	岐阜営業所 中濃営業所	-	-	立入検査をした結果、液石法に係る以下の不適切な事案を確認した。 1. 液石法第27条の規定により、販売契約を締結している一般消費者等に対し定期に行うべき保安業務の一部について、その実施及び結果の確認が行われていなかった。 2. 液石法施行規則第37条の規定による消費設備の調査の実施記録を偽造されているものがあり、適切に実施されていなかった。 3. 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第36条第2項又は第63条第1項の規定に基づく届出のうち、液石法に係る事故届出が提出されていないものがあった。 令和3年2月16日、東邦液化ガス(株)より報告書が提出された。行政処分、行政指導について、ガス安全室にて検討中
3	令和2年11月16日	株式会社ガスコムサプライ	—	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。
4	令和3年11月17日	サーラ物流株式会社	浜松南基地	指摘なし	無	保安業務を法令に基づき適切に行っていることを確認した。

注)「結果」欄の記述は、原則として次のとおり。

指摘なし:法令違反についての指摘事項がなかった場合。

指摘あり:法令違反についての指摘事項があったが、行政文書又は文書による行政指導には至らなかった場合。

文書による行政指導あり:文書による行政指導があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)

行政処分あり:行政処分があった場合(法令違反についての指摘事項があった場合を含む。)